

東みよし町地域おこし協力隊募集業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月10日
徳島県東みよし町

東みよし町地域おこし協力隊募集業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、東みよし町地域おこし協力隊募集業務について、企画提案を公募し委託契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

東みよし町地域おこし協力隊募集業務

(2) 業務内容

「東みよし町地域おこし協力隊募集業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

(4) 概算事業費

委託費用は、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 選定方法

公募型プロポーザルとする。

4 問い合わせ・書類提出先（事務局）

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地

東みよし町役場 企画課 担当：後藤 聖和

TEL：0883-82-6302

E-mail：kikaku01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

5 参加資格

参加者は、以下の要件全てに該当すること。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務の受託について十分な業務遂行能力を有すること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（代表者・構成員とも対象とする）。
- (4) 本業務提案における企画提案書（任意様式）の提出時において、本町からの指名停止措置を受けている期間中でないこと（代表者、構成員とも対象とする）。
- (5) 東みよし町暴力団等排除措置要綱に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 国税、県税及び市町村税を完納していること。

6 プロポーザルスケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和6年4月10日 (水)	プロポーザル実施の公告、参加 意思表示書受付開始	ウェブサイト等
令和6年4月17日(水) 午後5時まで	質問書の提出期限	電子メール
令和6年4月19日(金)	質問書に関する回答の公表	ウェブサイト
令和6年4月26日(金) 午後5時まで	参加意思表示書及び参加資格 審査申請書類の受付期限	持参又は郵送
令和6年5月2日(木)	参加資格審査(一次審査)結果 の通知	電話及び書面
令和6年5月10日(金) 午後5時まで	企画提案書の受付期限	
令和6年5月17日(金)	プレゼンテーション及びヒア リング審査	本庁舎3階 会議室1
令和6年5月21日(火)	審査結果の通知及び公表	ウェブサイト等
令和6年6月上旬	事業契約の締結	

※スケジュールは現時点での予定のため、変更になる場合もある。
変更になった場合は本プロポーザル参加者へ改めて連絡する。

7 参加表明書・参加資格審査書類の提出

本プロポーザルの参加資格を満たしていると思われ、参加する意思がある者（以下「参加表明者」という。）は、参加表明書（様式1）を次のとおり提出すること。

なお、参加表明書の提出がない者は、質問書（様式7）の提出及びプロポーザルの参加について一切認めない。

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書（様式1）に必要事項を記載の上、持参又は郵送にて事務局へ提出すること。

(3) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要調書（様式2）
- ③業務実績調書（様式3）
- ④秘密保持誓約書（様式4）
- ⑤誓約書（様式5）
- ⑥登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

(4) 参加資格の確認

参加表明書等を提出した者について、担当課が参加資格の確認を行い、参加資格が無いと認められる場合のみ、対象者に5月2日午後5時までに電話及び書面にてその旨を通知する。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合、また参加資格を満たさないことが判明した場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、参加表明書（様式1）を提出した上で、質問書（様式7）を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和6年4月17日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式7）を用い電子メールで「4 問い合わせ・書類提出先（事務局）」のE-mailアドレス宛に提出し、電話にて事務局へ受信確認の際に、質問内容について意思疎通を図ること。なお、電話及び来庁による

質問には応じないものとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月19日（金）までに、回答書を質問者の名称等を伏せた上で町ウェブサイト公表する。

9 企画提案書の提出

企画提案書を作成する場合は、次の条件を順守すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

紙ベース 正1部 副5部、電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1部

(4) 提出方法

持参

(5) 提出先

「4 問い合わせ・書類提出先（事務局）」のとおり

(6) 規格

- ① 提案書の形式は A4 用紙、横書き、両面印刷、文字の大きさは 10 ポイント以上とする。A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさで 3 つ折りにすること。なお、A3 判 1 枚は、A4 判 2 枚と数えることとし、裏面が白紙の場合は、白紙面は枚数に含まないこととする。
- ② 表紙、裏表紙、目次を除き 30 枚以内とする。
- ③ 企画提案書は 1 参加者 1 提案までとする。
- ④ 言語は日本語のみとし、記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみは避けること（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きをつけること。）
- ⑤ シナリオや動画、絵コンテ等を用いることも可とする。なお、動画等、プロジェクターで使用するデータは、CD-R、DVD-R 等で提出すること。
- ⑥ 提出書類と当日のプレゼンテーションの際の説明資料は同じ内容であること。
- ⑦ 提出期限を過ぎた場合は書類を受理しない。

10 見積書の提出

見積書を作成する場合は、次の条件を順守すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出部数

紙ベース 1部 電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1部

(3) 提出方法

「見積書」に代表者印を押印し、「見積内訳書」を添付のうえ、1部提出すること。

(4) 作成要領

- ① 「見積書（様式6）」を使用、また「見積内訳書」は任意書式とする。
- ② 見積書の金額欄と見積内訳書の合計は一致させること。

11 企画提案書及び見積書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、明らかな瑕疵があると認めた場合を除き、原則として認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本事業の導入候補者選定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書等は、本事業以外の目的で使用しない。また、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられるため、原則として公開しない。
- (5) 提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- (6) 提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。

12 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査(参加資格審査)合格者をプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン」という。）の対象者とする。対象者には、一次審査の結果及びプレゼン日時や会場等の詳細事項について書面で通知する。対象とならなかった者に対しては、一次審査の結果を電話及び書面で通知する。

プレゼンは、東みよし町地域おこし協力隊募集業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が提案内容について審査を行い、評価基準

に基づく審査にて優先契約候補者及び次点者を各1名選定する。

(1) 日時及び会場

令和6年5月17日(金)

プレゼンの順番は、本町で決定するものとする。

(2) 出席者

提案者1者につき、本業務の主な担当者を含め3名以内とする。

(3) 実施内容

① 時間

提案者1者につき、プレゼンは30分程度、ヒアリングは10分程度を目安とする。

② 内容

ア 企画提案書等に基づくプレゼン

イ ヒアリング(質疑応答)

③ 準備物

プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル(HDMI)は町で用意する。プレゼンに必要なパソコン、その他物品は提案者が用意すること。

④ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

⑤ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準以上の企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。なお、所定の基準は「採点基準表」の合計点数で100点とする。

⑥ 評価結果の通知

評価結果は、プレゼンを実施した提案者に対して、令和6年5月21日(火)までに書面により通知する。

1.3 契約内容の協議及び契約について

(1) 契約内容の協議

提出された企画提案書、プレゼン等の内容に基づき、本町と受託候補者にて契約内容の協議を行う。協議の過程において、受託候補者が提案プレゼンの内容を反映した最終的な提案内容及び提案見積価格を一方的に破棄することは認めない。また、本町は提案内容を取捨選択で

きるものとする。

(2) 契約締結

13(1)により、契約内容を協議し、本町と受託候補者がその内容に合意した後、受託候補者から本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、受託候補者を相手方として本事業の仮契約を締結する。また本町は、契約締結後においても受注者に本提案における失格事由、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

(3) 受託候補者との協議が決裂した場合の措置

受託候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合、または受託候補者が失格となった場合には、受託次点候補者を受託候補者に繰り上げ、協議を行うものとする。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、東みよし町から配付された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (3) 本プロポーザルの選定結果については、受託候補者は会社名及び獲得点数を公表するものとし、次点者以降は獲得点数のみの公表とする。
- (4) 本プロポーザルの参加者が、企画提案書提出期限日から評価結果通知日までの間に「5 参加資格」の(1)から(6)までのいずれかの要件を満たさなくなった場合は、町は、受託候補者選定の参加資格を取消することができる。
- (5) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、町は、事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

15 選定・評価基準

選定基準表

項目	評価項目	評価内容	評価	配点
提案内容	業務に関する考え方	・事業の性質・内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか		20
	執行能力	・本業務と同種の実績はあるか		10
	工程表	・工程及び工程内容が事業内容を理解したうえで適切に設定されているか		5
	実施体制	・業務を円滑に進めるための知識・能力及び経験を有する人員など実施体制が確保されているか		5
	実施内容等	・町の求める人材が明確化され、それに基づいた募集戦略となっているか ・募集掲載メディアなど、地域おこし協力隊の趣旨である「町への地域協力活動及び任期後の定住」を達成できる人材が確保できるよう工夫されているか ・ターゲットを意識した内容となっているか ・本業務を充実させる独自提案はあるか ・業務の構成及び内容に説得力はあるか		40
ヒアリング	業務スキル	・本業務に対する理解度や意欲はどうか ・円滑なコミュニケーションが可能か ・責任者、担当者の業務に関する知識はどうか		10
見積書	提案価格	・見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確に示されているか		10
合計				100

評価基準

評価	判断基準	基準率
A	優	1.0
B	概ね優	0.8
C	良	0.6
D	概ね良	0.4
E	可	0.2
F	評価対象外	0

【評価点計算方法】

配点 × 評価毎の基準率 = 各項目の評価点

例) 審査員①の「執行能力」が B の場合

配点 × B の基準率 = 「執行能力」の評価点

10 × 0.8 = 8

16 資料・様式

資料1：公募型プロポーザル実施要領

資料2：東みよし町地域おこし協力隊募集業務委託仕様書

様式1：参加表明書

様式2：会社概要調書

様式3：業務実績調書

様式4：秘密保持誓約書

様式5：誓約書

様式6：見積書

様式7：質問書